様式第2号

事　業　説　明　書

令和8年9月8日

事業名称	寺崎北一丁目～六丁目地先歩道補修工事	事業担当課名
事業場所	佐倉市寺崎北一丁目～六丁目地先	道路維持課
事業概要	工事延長L=1494.4m 1.舗装工　表層 開粒度As13mm t=40mm A=　435㎡（夜間施工） 2.舗装工　表層 開粒度As13mm t=40mm A=1,060㎡（昼間施工） 3.防草工　Aﾀｲﾌﾟ　W=100㎜　H=50㎜　L=438m（夜間施工） 4.防草工　Bﾀｲﾌﾟ　W=　40㎜　H=40㎜　L=300m（昼間施工） 5.仮設工　一式	
事業期間	契約日　から　令和9年3月15日　まで	

事業説明内容	
	1．本事業に関する注意事項
	・本工事に伴う補償は、原則として受注者に対処していただきます。補償等の恐れがある場合は、市監督職員と協議して下さい。
	・関係官公庁の許可申請書・許可書・届出書の写しを準備期間内に提出して下さい。 （建設重機の使用・消防署への届出・建設残土等の関係も含む）
	・本工事に関する共通仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新年度版）によるものとします。ただし、工事完成図書納品の電子納品項目については適用しないものとします。
	・本工事に関する施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準(最新年度版)によるものとします。
	・安全訓練に関する計画書を施工計画書とともに提出して下さい。
	・建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後、30日以内に提出して下さい。又、「建設業退職金制度適用事業主工事現場」の標識（シール）を掲示して下さい。
	・佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例及びその他関係法令を厳守し実施して下さい。 又、建設業に関する関係法令の厳守も同様とします。
	・本工事の仕様書及び図面等を熟知の上、入札に応じて下さい。
	・本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となります。
	・現場管理については、契約締結日より受注者管理とします。
	・現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
	・工事実績情報サービス（CORINS）に基づき契約締結後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けた上で登録して下さい。
	・その他本工事に関し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議し進めて下さい。
	2．質問書について
	・本事業に関する質問書は、令和8年9月15日午後5時までにFAXまたは電子メールで提出して下さい。提出は時間厳守とします。なお、質問がない場合は、提出の必要はありません。
	・電子メールで質問書を送付する場合、件名に事業名称及び質問書である旨を記載すること。本文には、事業名称、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付して提出すること。 （件名の記載例：【質問書】令和〇年度　〇〇工事）
	・回答書は、令和8年9月17日午後5時までにFAXまたは電子メールで送付します。
	・積算条件については、以下のとおりです。 工事区分：舗装工事　施工地域区分：市街地（DID補正）　単価適用月：令和8年8月
	3．担当部署・連絡先
	土木部道路維持課維持班
	TEL：043－484－6130　FAX：043－486－2505
	メールアドレス（組織メール）：doroji@city.sakura.lg.jp

寺崎北一丁目～六丁目地先歩道補修工事

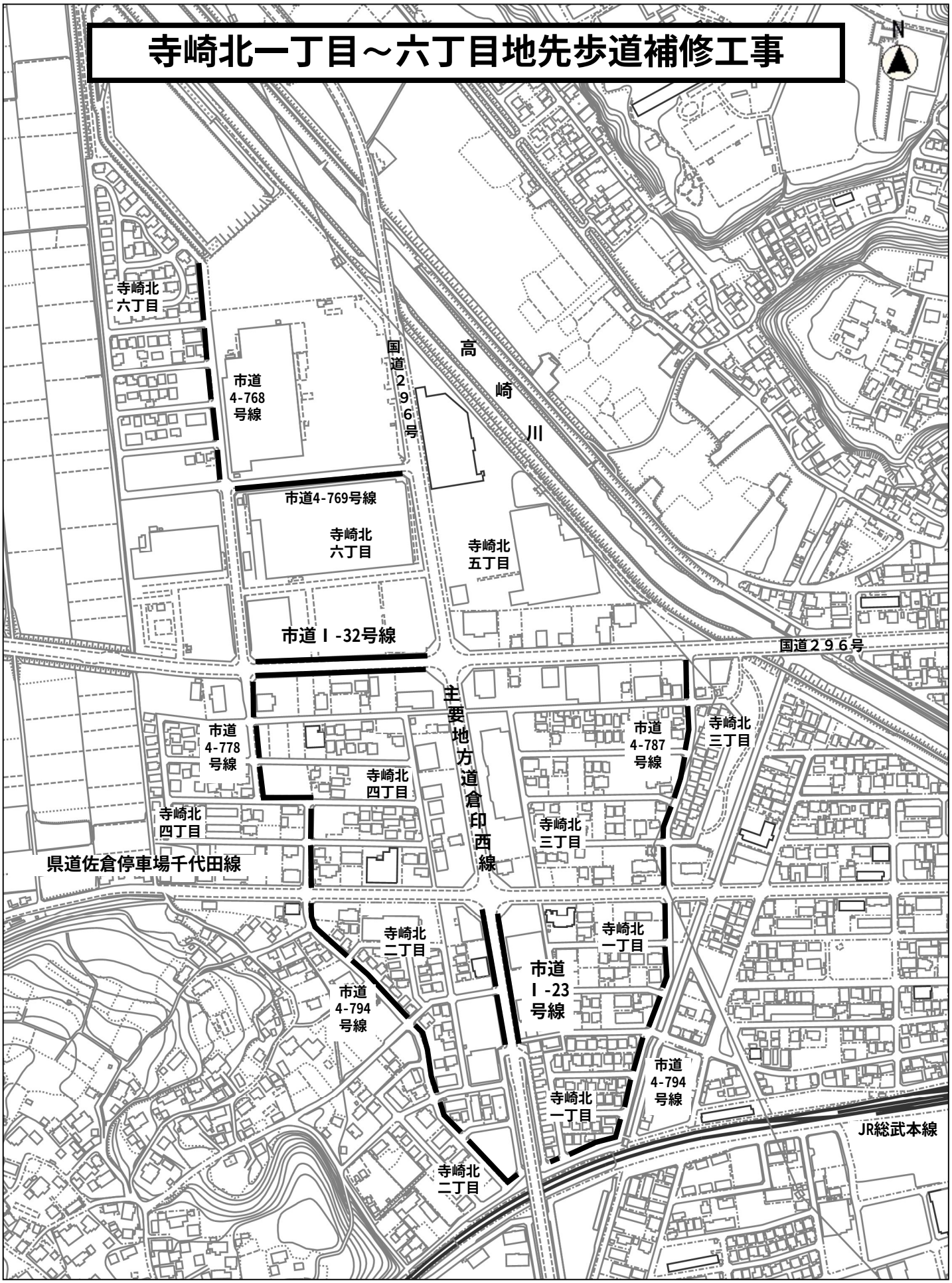

縮尺 1：5000

100 50 0 100 200